

特別な支援が必要な子どものアセスメントと

継続的な支援の方法に関する一考察

—A市における配慮・支援が必要な子どもの移行期の情報引継ぎの手引きの

普及のための教員向け説明会の有効性の検討—

A study on assessment and continuous support for children who need special support
—Examination of briefing sessions for teachers to disseminate guidebook for transition support
for children who need special support in city A—

大久保 圭子¹

¹兵庫県立赤穂特別支援学校

Keiko Okubo¹

¹Hyogo prefectural Ako special school

1305 Otsu, Ako City, Hyogo Prefecture, 678-0252 Japan

キーワード：移行期，支援継続，説明会，手引き

Key words : Transition, Sustainable support, Briefing session, Guidebook

抄録

A市において作成された「特別な支援・配慮を必要とする幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き（第1版）」（以下、手引きと称する）に係る説明会について、説明会に参加したA市立保育所、幼稚園、小学校、中学校の保育士及び教員（以下、教員等と称する）全員に対し質問紙調査を行うことにより、説明会の有用性に関する参加者の意識を明らかにすることを目的とした。

調査結果より説明会において、参加者は手引きの目的や趣旨、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の仕方、移行期における支援の引継ぎに関する1年の流れ、支援の引継ぎに関するコーディネート者の仕事について概ね理解できたと捉えていた。しかし、全ての項目において「理解できた」より「ある程度理解できた」が上回っていたことから明確な理解にまで至っておらず、実際の運用に当たり疑問が生じる可能性が考えられた。

一方で、説明会を実施したことにより、手引きは活用しやすくなったと9割近くが捉えており、手引き活用に関して説明会の有効性が示唆された。また説明会を実施したことによる効果として、手引きを読むだけでは理解しづらかったことが説明会において説明を受けることにより理解が促進されたことや、説明会で教員等が会することにより情報共有と共通理解の場として有用であったとする意見、説明会の場で直接質問や相談すること等により疑問点が解消した等の意見などから説明会を実施したからこそその成果が確認された。

これらのことから、A市における手引きの全教員等への普及のための説明会の取組は支援引継ぎに係る組織的な対応の基盤として一定の有効性を示しながらも、説明会が制約された時間の中で行われたため伝達すべき内容が必要最小限にとどまったことなどから明確な理解に至っておらず、今後、特別支援学校のセンター的機能の一つである研修機能等を活用し、教育委員会等との連携を図りながら、移行期の円滑な引継ぎに係る研修会を企画し、理解や啓発を行っていく必要がある。

I. はじめに

1. 就学や進学等の移行期における校種間の引継ぎの必要性

小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に関する文部科学省の調査結果¹⁾では、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の内、特別な教育的支援が必要な児童生徒が6.5%在籍することが示されている。同調査では、小学校1年生で学習面又は行動面で著しい困難を示す児童は9.8%在籍するとしており、このことより推して保育所、幼稚園においても同様に配慮・支援を必要とする幼児が在籍すると考えられる。また、小学校学習指導要領²⁾には、障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である、と述べられており、これまでも通常の学級において適応の困難さを示す子どもは何らかの特別な支援や配慮を受けていると考えられる。そこで、就学や進学等の移行期において、適応の困難さを示す子どもがそれぞれの機関で受けている特別な配慮や支援を次に在籍する機関に引き継ぐことにより、次の機関で参考になり就学や進学後の適応への手立てにつながると思われる。

移行期において前籍機関から次の機関へ情報を引き継ぐことに関して、「就学相談・就学先決定の在り方について」（文部科学省、2012）では、可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。幼稚園、保育所等と小学校との間、小学校と中学校との間で、それぞれの連携・情報交換を進めることも考えられる、とある。

教育支援資料（文部科学省、2013）にも、早期から始まっている支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障害のある子どもの精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められるとされており、「移行期」において、従前の支援内容を新たな支援機関に着実に引き継ぐことが重要である、と示されている³⁾。また、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制

整備ガイドライン（文部科学省：2017）には、進級時や進学時には、保護者の同意を得ながら、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用し、次に受けもつ教員や進学先の学校に、具体的な支援内容等を丁寧に引継ぐことが望まれます、と示されている⁴⁾。さらに、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）には、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導支援計画を作成、活用する。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒については個別的教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成し、効果的に活用するものとする、とある²⁾⁵⁾。高等学校においても平成30年度より通級による指導が開始され、学習指導要領の改定と共に、通級による指導を受けている生徒の個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成が求められることとなり、中学校からの情報の引継ぎがさらに重要となってきた。

これらのことから、移行期における校種間等の情報の引継ぎが、配慮・支援が必要などの子どもに対して適切に行われるために、地域の実態に合わせて引継ぎの在り方を検討し、その仕組みを整備していく必要がある。

2. A市の移行期における引継ぎの現状と課題

(1) 移行期における引継ぎの現状

A市（人口約5万人）の移行期の引継ぎに関しては、市立の保育所（6所）・幼稚園（10園）・小学校（10校）・中学校（5校）（以下、学校園所と称する）に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもたちについて、個別的教育支援計画・個別の指導計画を引継ぎのツールとして就学や進学等の移行期に前籍機関（送り出す学校園所）から次に在籍する機関（受け入れる学校園所）への引継ぎを行っていた。しかし、学校園所により引継ぎの方法、時期、情報等に違いがあり、特別な配慮・支援が必要な子どもの情報が円滑に引継がれていない可能性があることが推測された。

また、A市では、年度当初A市就学のための教育連携連絡会（A市教育委員会が学校園所の特別支援教育コーディネーターを対象に行うA市の特別支援教育に係る計画及び事務等についての説明会）において就学や進学等の移行期における情報の引継ぎに関しても説明が行われている。しかし、

引継ぎについて明文化されたものではなく、A市就学のための教育連携連絡会において伝達された事項についての各学校園所における全職員への周知や、移行期における引継ぎの取組に差異が生じていた。

そのため、特別な配慮・支援が必要な幼児児童生徒の情報が円滑に引き継がれ、配慮・支援が継続されるために、市として統一されたシステムを確立させ、引継ぎの方法を明文化した手引きのようなものが必要であり、その内容に関して保育士や教員（以下、教員等と称す）全体に周知を図る必要があった。

(2) A市における特別な配慮・支援が必要な幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き

そこで、2016年度1年間をかけてA市に設置されているB特別支援学校とA市教育委員会が連携して「特別な配慮・支援が必要な幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き（以下、手引きと称する）（第1版）」を作成した。作成委員はA市教育委員会指導主事（小中学校担当、保育所・幼稚園担当各1名）、B特別支援学校の地域支援を担当する特別支援教育コーディネーター2名、及び公募により選出された市立保育所1名、幼稚園2名、小学校3名、中学校2名の特別支援教育コーディネーターであった。加えて助言者・執筆者として大学教員1名を招聘した。手引きはA市において特別な支援が必要な幼児児童生徒の引継ぎが学校園所間の移行期において適切かつ円滑に行われ、就園就学先等において一貫性のある効果的な支援が継続されることを目的として作成した。

完成した手引きは2017年4月にA市立学校園所の全教員及び

全保育士450人に配布した。全教員及び全保育士に配布した理由として、学校園所に数冊配布しても、手引きの存在が周知できず、活用すべき時に活用されないことが危惧されたからである。また、情報引継ぎのキーパーソンとなる特別支援教育コーディネーターが引継ぎに係る業務を円滑に遂行するためにも、管理職を含む全教員等に引継ぎの意義や引継ぎの方法、内容、時期等について基本的な理解を促す必要があった。そこで、全ての教員等に手引きを配布するとともに、手引き配布後、A市全教員等を対象として説明会を行い、手引きの周知と活用の促進を図ることとした。

手引きの内容を図1に示した。内容は、手引き活用の目的、特別な配慮・支援が必要な子どもの基本的な理解、個別の教育支援計画・個別の指導計画・その他の支援ツール、合理的配慮の基本的な考え方、A市における個別の教育支援計画及び個別の指導計画（保育所・幼稚園様式、小中学校様式、合理的配慮の観点様式 および各様式の記入例と留意点）、移行期における支援の引継ぎについて・引継ぎの必要性・引継ぎに関する基本的事項・保育所・幼稚園・小学校・中学校での引継ぎに関連した1年の流れとコーディネーターの仕事・関係機関との連携、特別支援教育コーディネーターの役割と学校園所の支援体制、B特別支援学校のセンターの機能、用語解説、資料（資料の活用方法、資料①特別支援教育について、資料②児童・生徒理解に関するチェックリスト、資料③A市小学校通級指導教室のご案内、資料④通級による指導について、資料⑤中学校から高等学校への支援継続のための情報適用のガイドライン

- 1章 手引き活用の目的
- 2章 特別な配慮・支援が必要な子どもの基本的な理解
- 3章 個別の教育支援計画・個別の指導計画・その他の支援ツール
- 4章 合理的配慮の基本的な考え方
- 5章 A市における個別の教育支援計画及び個別の指導計画
(保育所・幼稚園様式、小中学校様式、合理的配慮の観点様式 および各様式の記入例と留意点)
- 6章 移行期における支援の引継ぎについて
 - ・引継ぎの必要性
 - ・引継ぎに関する基本的事項
 - ・保育所・幼稚園・小学校・中学校での引継ぎに関連した1年の流れとコーディネーターの仕事
 - ・関係機関との連携
- 7章 特別支援教育コーディネーターの役割と学校園所の支援体制
- 8章 B特別支援学校のセンターの機能
- 9章 用語解説
- 資料 資料の活用方法、資料①特別支援教育について、資料②児童・生徒理解に関するチェックリスト、資料③A市小学校通級指導教室のご案内、資料④通級による指導について、資料⑤中学校から高等学校への支援継続のための情報適用のガイドライン

図1 手引きの内容

機能、用語解説と資料であり、73 ページで構成している。全ての教員等が活用しやすいように、配慮・支援を要する子どもの基本的な理解から移行期における引継ぎまでまとめたもので、年間を通し、必要なときに活用できるように作成した。

3. 手引きの全教員等への説明会実施の取組

(1) 説明会の概要

2017 年 4 月から 8 月に保育所・幼稚園、小学校、中学校全職員対象に手引きの説明会（以下、説明会と称す）を実施した。説明会の目的は、手引きについて周知を図り進学等の移行期の実際において活用を促すこと、情報引継ぎのツールである個別の教育支援計画や個別の指導計画についての意義や作成の仕方について理解を図ること、引継ぎに関する流れや引継ぎに係る特別支援教育コーディネーターの業務についての理解を促すことであった。説明会の実施状況を図 2 に示した。説明会を実施するにあたり同年 4 月幼稚園、保育所の園所長会において園所長に対し、同年 5 月小学校自治校長会、中学校自治校長会において学校長に対し、作成委員である B 特別支援学校特別支援教育コーディネーターが、特別な配慮・支援が必要な子どもの移行期における支援継続の必要性、A 市における引継ぎの課題、手引き作成の経緯と活用の意義、手引き説明会の実施について説明し、手引き普及への理解と協力を求めた。保育所と幼稚園については同年 4 月、全保育士や教員が参加する保育所及び幼稚園の各総会において説明会を実施した。小学校 10 校については、中学校区ごとに 2 校ずつ集まり 5 回、同年 5 月から 7 月にかけて平日の放課後、当該小学校のいずれかを会場とし実施した。中学校は各校毎に 5 回、5 月から 8 月にかけて実施した。中学校は部活動指導等に支障を来さないために定期考査中や夏季休業中に実施した。説明会は教育委員会が日程調整を行った。欠席者は別の会場で実施される説明会に参加することとした。説明会の所要時間は約 1 時間 30 分であった。説明会での説明は、A 市教育委員会指導主事 1 名、B 特別支援学校特別支援教育コーディネーター 2 名、手引き作成委員の中の学校園所の特別支援教育コーディネーター 3 名が担当した。司会は教育委員会指導主事か実施校の教頭が行った。具体的な説明は手引き作成委員が原則とし

て分担執筆した個所について行うこととしたが、都合がつかない場合は他の作成委員が説明を行った。説明会は複数実施するため内容の統一を図る必要があり、保育所・幼稚園向けのものとは小・中学校向けのスライド資料を作成し使用した。

2017 年

4 月	・幼稚園、保育所の園所長会において手引き及び説明会実施の理解と協力依頼 ・保育所総会において全保育士対象に説明会を実施 ・幼稚園総会において全幼稚園教員対象に説明会を実施
5 月	小学校校長会、中学校校長会において手引き及び説明会実施の理解と協力依頼
5 月～7 月	小学校（10 校）対象に説明会実施（2 校ずつ 5 回実施）
5 月～8 月	中学校（5 校）対象に説明会実施（1 校ずつ 5 回実施）

図 2 説明会の実施状況

(2) 説明会の内容

説明会では手引き全てを説明するのではなく、項目を絞り手引きを活用しながら行った。説明会の内容を図 3 に示した。説明会の内容は、はじめのことは、手引き活用の目的と手引きの概要、A 市における個別の教育支援計画及び個別の指導計画様式について、移行期における支援の引継ぎについて、B 特別支援学校のセンター的機能、質疑応答で構成されている。

はじめの言葉では、手引きを作成し、全教員等に配布および説明会を実施する目的等、趣旨説明を行った。手引き活用の目的と手引きの概要では、「引継ぎの必要性」、「A 市の引継ぎの現状」、「手引きを活用することにより期待される効果」、「手引きの内容についての概要」の説明を行った。

A 市における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式についての説明では、「個別の教育支援計画・個別の指導計画の意義」、「1 年間の作成の流れ」、「A 市の様式で改訂された箇所の説明」を行った後、記入例を示しながら具体的な記入の方法及び留意点の説明をそれぞれの校種の様式を用いて行った。その中で個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式に新たに加えられた合理的配

慮の観点について、「合理的配慮とは」、「合理的配慮の観点の捉え方」、「各様式への記入の方法」の説明を行った。移行期における支援の引継ぎについては、「引継ぎに関する基本的事項」、「学校園所における引継ぎに関連した1年の流れとコーディネーターの仕事」、「関係機関との連携」について、それぞれの校種の実態に即して内容を変え説明した。B 特別支援学校のセンター的機能は地域支援として行っている「教育相談」、「学校等訪問支援」、「関係機関連携」について説明した。

1. はじめのことば（趣旨説明）
2. 手引き活用の目的と手引きの概要
3. A 市における個別の教育支援計画及び個別の指導計画様式について
 - (1) 個別の教育支援計画の意義と記入例及び留意点
 - (2) 個別の指導計画の意義と記入例及び留意点
 - (3) 合理的配慮の観点と記入の方法
4. 移行期における支援の引継ぎについて
 - (1) 引継ぎに関する基本的事項
 - (2) 学校園所における引継ぎに関連した1年の流れとコーディネーターの仕事
 - (3) 関係機関との連携
5. B 特別支援学校のセンター的機能
6. 質疑応答

図3 説明会の内容

4. 研究の目的

本研究は、A 市において作成され、A 市の教員等の全員に配布された「特別な支援・配慮を必要とする幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き

（第1版）」に係る、配布者全員を対象とした説明会について、参加者に調査を行うことにより、説明会の有用性に関する教員等の意識を明らかにすることを目的とした。

II. 対象と方法

1. 研究の対象

本研究の対象は、2017年5月から8月にかけて実施した「『A 市における配慮・支援が必要な幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き（第1版）』に係る説明会」とした。

2. 方法

(1) 調査対象

調査の対象は、「A 市における配慮・支援が必要な幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き（第1版）」を配布されたA市立学校園所の全教員等450人とした。

(2) 調査期間及び調査手続き

調査期間は2017年11月初旬～11月末であった。調査方法は質問紙調査による。A市教育委員会の協力を得て、市の広報便により学校園所への配布及び回収を行った。学校園所でのアンケートの配布および回収は特別支援教育コーディネーターに依頼した。学校園所名、記入者名は無記名で行い封筒を同封し回収を行った。

(3) 倫理的配慮

本研究は筆者が所属する学校長及びA市教育委員会の承認を得た上で実施した。本研究に当たり、調査対象とした学校園所に、研究の趣旨、研究成果の発表においては個人及び団体が特定されないように統計処理を行うこと、回答は任意であることを説明し、調査の回答をもって調査への同意とみなした。

(4) 回収数と回収率

回収数は358人で回収率は79.6%あり、すべて

表1 質問紙調査の内容

NO	質問項目	備考
1	手引の説明会において、手引の内容をどの程度理解できましたか。 次の項目についてお答えください。 ア 手引き作成と活用の目的や趣旨 イ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の仕方 ウ 移行期における支援の引継ぎに関する1年の流れ エ 移行期における支援の引継ぎに関するコーディネーターの仕事	・選択肢
2	説明会を実施したことにより、手引きは活用しやすくなったと思われ ますか。	・選択肢
3	説明会を実施しての感想及び意見をご自由にお書きください。	・自由記述

を分析対象とした。

(5) 質問紙調査の内容と整理の仕方

調査内容を表 1 に示した。質問紙は 6 項目（選択肢 5 項目、自由記述 1 項目）の質問で構成した。質問 1 と質問 2 は 4 件法の選択肢とし、質問 3 は自由記述とした。各項目の結果については、数と割合を表に示し、分析・検討を行った。自由記述の結果については、記述内容により回答を観点別に分類した。自由記述に関して、ひとつの調査票に複数の内容が含まれている場合、複数回答として扱った。

III. 結果

「手引の説明会において、手引の内容をどの程度理解できましたか」についての項目で、「手引き作成と活用の目的や趣旨」についての回答結果を表 2 に示した。

表 2 「手引き作成と活用の目的や趣旨」についての理解に対する回答結果

回答項目	数 (%) n=358
理解できた	118 (33.0%)
ある程度理解できた	206 (57.5%)
あまり理解できなかった	15 (4.2%)
理解できなかった	1 (0.3%)
未記入	17 (4.7%)

「理解できた」118 人 (33.0%)、「ある程度理解できた」206 人 (57.5%)「理解できなかった」1 (0.3%) であった。

「手引の説明会において、手引の内容をどの程度理解できましたか」についての項目で、「個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の仕方」についての回答結果を表 3 に示した。

表 3 「個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の仕方」についての理解に対する回答結果

回答項目	人数 (%) n=358
理解できた	96 (26.8%)
ある程度理解できた	213 (59.5%)
あまり理解できなかった	29 (8.1%)
理解できなかった	0 (0.0%)
未記入	18 (5.0%)

「理解できた」96 人 (26.8%)「ある程度理解できた」213 人 (59.5%)、「理解できなかった」0 人

(0.0%) であった。

「手引の説明会において、手引の内容をどの程度理解できましたか」についての項目で、「移行期における支援の引継ぎに関する 1 年の流れ」についての回答結果を表 4 に示した。

表 4 「移行期における支援の引継ぎに関する 1 年の流れ」についての理解に対する回答結果

回答項目	人数 (%) n=358
理解できた	64 (17.9%)
ある程度理解できた	237 (66.2%)
あまり理解できなかった	35 (9.8%)
理解できなかった	1 (0.3%)
未記入	20 (5.6%)

「理解できた」64 人 (17.9%)、「ある程度理解できた」237 人 (66.2%)、「あまり理解できなかった」35 人 (9.8%)、「理解できなかった」1 (0.3%) であった。

「手引の説明会において、手引の内容をどの程度理解できましたか」についての項目で、「移行期における支援の引継ぎに関するコーディネーターの仕事」についての回答結果を表 5 に示した。

表 5 「移行期における支援の引継ぎに関するコーディネーターの仕事」についての理解に対する回答結果

回答項目	人数 (%) n=358
理解できた	63 (17.6%)
ある程度理解できた	230 (64.2%)
あまり理解できなかった	41 (11.5%)
理解できなかった	1 (0.3%)
未記入	22 (6.1%)

「理解できた」63 人 (17.6%)、「ある程度理解できた」230 人 (64.2%)、「あまり理解できなかった」41 (11.5%)、「理解できなかった」1 人 (0.3%) であった。

説明会の実施により手引きは活用しやすくなったかについて回答結果を表 6 に示した。

表6 「説明会を実施したことにより、手引きは活用しやすくなりましたか」に対する回答結果

回答項目	人 (%) n=358
そう思う	141 (39.4%)
どちらかと言うとそう思う	172 (48.0%)
どちらかと言うとそう思わない	15 (4.2%)
そう思わない	1 (0.3%)
未記入	27 (7.5%)

「そう思う」141人 (39.4%)、「どちらかと言うとそう思う」172人 (48.0%)、「どちらかと言うとそう思わない」15人 (4.2%)、「そう思わない」1 (0.3%)であった。

「説明会を実施しての感想及び意見をご自由にお書きください」に対する自由記述について文意を読み取り、要旨を観点別に分類し、表7に示した。観点は説明の内容に関するものと、説明会実施の効果に関するものの二つに大別された。

表7 「説明会を実施しての感想及び意見をご自由にお書きください」に対する回答結果

	自由記述の内容の観点別項目	人 (%) n=358
説明会の内容 に関する こと	手引きの内容の全般的な理解に関すること	166(46.4%)
	個別の教育支援計画や個別の指導計画に関すること	33 (9.2%)
	特別な配慮や支援を必要とする子どもの理解に関すること	10 (2.8%)
	引継ぎについての理解に関すること	8(2.2%)
	合理的配慮についての理解に関すること	6(1.7%)
	特別支援教育全般に関すること	4(1.1%)
	手引き活用の仕方に関すること	2(0.6%)
	文書の取り扱いに関すること	1(0.3%)
説明会実施の 効果に関する こと	コーディネーターの仕事への理解に関すること	1(0.3%)
	説明を聞くことによる理解の深まりに関すること	21(5.9%)
	説明会での情報共有と共通理解の場としての有用性に関すること	17(4.7%)
	説明会での質問等による疑問点の解消に関すること	11(3.1%)
	今後のてびき活用に関すること	10 (2%)
	今後の研修の必要性に関すること	6 (1.7%)
	特別支援教育に関する意識の向上や変化に関すること	5(1.4%)
	説明会の意義に関すること	4(1.1%)
	手引運用の困難さに関すること	2(0.6%)

手引の内容の全般的な理解に関する記述が 166 あった。その中で、「何をどのようにすればよいか資料を掲載して説明がなされ内容を深く理解できた」、「手引きを使いながら事例を挙げ、詳しく説明してもらえたのでよくわかりました」、「スライドを使ったり実践例などを交えて具体的に説明してくれたりしたので分かりやすかった」等、説明会を聞いて「わかった」、「理解できた」など肯定

的な記述が 161, 「説明だけでは、十分に理解できない部分がある。実際に活用していく中で深まっていこうと思う」、「知識が少ないため、理解しにくいところが多くありました」、「自分自身経験が浅く移行期にかかわる事が少なく実感したり自身の事として落とし込みにくい部分もあった」といった十分な理解に至らなかったとした記述が 5 あった。

説明会の内容についての記述では「個別の教育支援計画や個別の指導計画をどのように書いたらよいか、これまでイメージできにくかったので書き方がよくわかりませんでした、記入例や事例をもとに説明してもらったことでわかりやすかったです」、「個別の指導計画の重要性や必要性を改めて感じた」等、個別の教育支援計画や個別の指導計画作成に関する記述が 33 あり、すべて肯定的な意見であった。「支援児への理解や対応の仕方も

より具体的に話が聞けたと思うので、説明会に参加してよかった」といった特別な配慮や支援を必要とする子どもの理解に関する記述が 10 あった。「支援の流れがどうなるのかなどを理解できました」、「引継ぎを実際にすることはないが、説明会に参加させてもらったことで、ある程度把握することができました」、「引継ぎにおいて必要なもの、確認事項を知ることができ良かったです」といっ

た引継ぎについての理解に関する記述が 8 あった。「手引きを使いながら合理的配慮について説明してくださったので、合理的配慮の観点にそった支援を考えやすくなりました」等合理的配慮についての理解が進んだという記述が 6 あった。「支援が必要な子どもを普段まかせっきりにしているが、特別支援教育がこんなにも必要で重要だということが理解できた」など特別支援教育全般に関する記述が 4 あった。「引継ぎに関連した仕事をするとき、具体的にどこを見ればよいか分かり、冊子を使いやすくなりました」など手引き活用の仕方に関する記述が 2、「保護者の同意が必要なことや、コピーと原本の取り扱いなどについてお聞きできたのがとてもありがたかった」とする文書の取り扱いについての理解に関する記述が 1、「コーディネーターの先生がどのような役割を担ってくださっているのか全員で知る良い機会となりました」といったコーディネーターの仕事への理解に関する記述が 1 あった。

説明会の実施に関して、「手引きを読むだけではなかなか理解できなかったことが説明を聞いて理解できた」、「説明会で手引きを見ながら補足説明があり、より分かりやすくなった」、「冊子を渡されるだけでなく説明があった事で理解度が深まったように感じる」、「冊子を受け取り、自分自身だけで読むだけならあまり理解ができなかったと思うが、実際冊子を見ながら丁寧に説明して頂いた事で難しいところも少し理解することができたので良かった」、「説明会が無ければ知り得ないことも多いと思いました」等、読むだけではなく、説明を聞くことによる理解の深まりに関する記述が 21 あった。「全職員が同じ説明を共有し、必要なときに活用できるガイドラインがあることを認知できたので良かったと思う」、「移行期の引き継ぎの流れや必要事項は、その仕事にかかわる一部の人だけでなく、全ての職員が共通理解することが必要なことであるので、周知の場の一つとして意義がある。特に、コーディネーターの役割や仕事は明確になって周知されることが、つながるすべての職員に理解しておかれる必要があるので、周知することがよかった」、「コーディネーターや特別支援学級担任だけでなく全職員で関わるのが容易になってくれると思われる」、「情報の共有や共通理解のためにも説明会は大切だと思いました」、「管理職をはじめ、全ての先生と支援計画や指導

計画、支援の引き継ぎの必要性について共通理解できたのがとても良かったです」等、説明会が情報共有と共通理解の場として有用であったとの記述が 17 あった。「わからないことが直接質問できた」、「他の先生の質問やその答えを聞いて、疑問が解決できた」、「児童への具体的な手立てもその時に相談できうれしかったです」等、質問や相談による疑問の解消に関する記述が 11、「説明会を通して知ったことや手引きを今後多く利用しようと思えた」等、手引き活用への意欲等に関する記述が 10 あった。また、「説明会に参加して、定期的に特別支援教育について研修する必要性を感じた」等、今後の研修の必要性に関する意見が 6、「個別の指導計画作成など難しいものだという先入観がなくなった」、「求められる力を身に付けられるように、今まで以上に責任をもって頑張っていきたいと思った」等、特別支援教育に関する意識の向上や変化について 5 あった。「説明会は手引きの周知と活用のきっかけとなった」、「説明会を実施したことで啓発が進み手引きの活用がしやすくなった」、「説明会がなければ全く読まない人もいたと思うが、読む機会となった」等、説明会の意義に関する意見が 4 あった。一方で「説明会では、とてもわかりやすく教えて下さったので理解できたと思っていますが、実際の指導にどこまで生かしているか、というところあまり自信がないです」、「啓発の必要性は感じるけど、忙しい現場の中では時間を見つけるのがなかなか」とする手引きの運用の困難さに関する意見が 2 あった

IV. 考察

1. 説明会における教員等への手引きの理解

調査結果より、説明会における、手引きの内容の理解の程度について、手引き作成と活用の目的や趣旨に関して、「理解できた」が 33.0%、「ある程度理解できた」が 57.5%であり、それらを足すと 90%以上となることや「あまり理解できなかった」「理解できなかった」を足しても 5%に満たないことから、参加した教員等は概ね理解できたと捉えていることが推察でき、説明会において手引きの目的や趣旨が一定周知されたと考えられる。

「個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の仕方」について、「理解できた」が 26.8%、ある程度理解できたが 59.5%であり、それらを足すと

85%以上の教員等が概ね理解できたと捉えていると考えられる。手引きではA市における改訂された個別の教育支援計画・個別の指導計画の保育所・幼稚園の様式、小学校・中学校の様式及び記入例が示されており、自由記述でも33人が記述する等関心の高さがうかがえた。「個別の教育支援計画や個別の指導計画をどのように書いたらよいか、これまでイメージできにくかったので書き方がよくわかりませんでした、記入例や事例をもとに説明してもらったことでわかりやすかったです。」というコメントがあったことなどからも、具体的な説明がなされたことが理解につながったことがうかがえる。一方、「理解できなかった」とした者はいなかったものの、「あまり理解できなかった」が8.1%あり、教員等の特別支援教育に携わる経験や個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の経験の有無により、理解の程度に差異が生じている可能性が考えられる。

「移行期における支援の引継ぎに関する1年の流れ」については「理解できた」が17.9%、「ある程度理解できた」が66.2%、「あまり理解できなかった」が9.8%、「理解できなかった」が0.3%あり、この結果は明確な理解に至らなかったものが多かったことを示している。その要因として、手引きを配布し説明会を行った時期が、実際の移行期の引継ぎを手引きに従ってまだ実施していなかった時期であり、具体的なイメージを持ちづらかった可能性が考えられる。

「移行期における支援の引継ぎに関するコーディネーターの仕事」についても、「理解できた」の17.6%に対し、「ある程度理解できた」が64.2%、「あまり理解できなかった」が11.5%、「理解できなかった」0.3%であったことから明確な理解に至らなかったものが多く、その中でも1割以上、理解が難しかったと答えていることから、移行期における支援の引継ぎ業務に関する特別支援教育コーディネーターの仕事が、十分には周知されなかったことがうかがえる。この要因として、これまで各学校園所の業務の中で、引継ぎに係る特別支援教育コーディネーターの位置づけが明確でなかったり、引継ぎの業務があいまいであったりして、教員等の経験を基にイメージすることが難しかった可能性が考えられる。しかし、自由記述では「コーディネーターの先生がどのような役割を担ってくださっているのか全員で知る良い機会となりま

した。」(略)コーディネーターの役割や仕事が明確になって周知されることが、つながるすべての職員に理解しておかれる必要があるので、周知することがよかった。」といった記述があり、説明会で全教員等がコーディネーターの仕事について説明を受けることにより、コーディネーターの役割や業務について意識する機会となった側面も見いだされる。

2. 説明会の有効性

「説明会を実施したことにより、手引きは活用しやすくなりましたか」に対する回答は「そう思う」が39.4%、「どちらかというと思う」が48.0%であり、これらを足すと9割近くになることから、一定程度説明会の実施が活用のしやすさにつながったと考えられる。しかし、「どちらかというと思う」が5割近い結果であったことを鑑みると、1時間半という限られた説明会の時間の制約の中で、十分な理解を得るまでの説明に至らなかった可能性が推察される。

「説明会を実施しての感想及び意見をご自由にお書きください」とした自由記述では166の記述があり、その中で「手引きを使いながら事例を挙げ、詳しく説明してもらえたのでよくわかりました」等、説明会を聞いて「わかった」、「理解できた」などの記述が161あったことから、自由記述に回答した者の中では、説明会実施について、概ね肯定的な捉えられていると考えられる。

説明会の内容に関する記述を見ると「個別の教育支援計画や個別の指導計画をどのように書いたらよいか、(略)記入例や事例をもとに説明してもらったことでわかりやすかったです」など個別の教育支援計画や個別の指導計画作成に関する記述が33、「支援の流れがどうなるのかなどを理解できました」など引継ぎについての理解に関する記述が8、「(略)～合理的配慮の観点にそった支援を考えやすくなりました」等、合理的配慮に関することが6あるなど、移行期の引継ぎに関連して、在籍学校園所で一年を通じて特別支援教育全般に対する取組への理解が促されたことが推察される。小学校学習指導要領²⁾には、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である、としており、A市における手引きの全教員等への普及のための説明会の取組は組織的な対応の基盤となる

と考えられる。

説明会の実施に関して「説明会で手引きを見ながら補足説明があり、より分かりやすくなった」等、読むだけではなく説明を受けたことにより理解が促進されたとする記述が 21、「全職員が同じ説明を共有し、必要なときに活用できるガイドラインがあることを認知できたので良かったと思う」等、説明会が情報共有と共通理解の場として有用であったとの記述が 17、「わからないことが直接質問できた」等、質問や相談による疑問の解消に関する記述が 11 あり、手引きの配布だけにとどまらず説明会を実施したからこそその成果への言及があったことから説明会の有効性が示唆された。

一方、「説明会に参加して、定期的に特別支援教育について研修する必要性を感じた」等、今後の研修の必要性に関する意見があったことや、説明会が制約された時間の中で行われたため伝達すべき内容が必要最小限のことにとどまったことなどから、今後も特別支援学校のセンター的機能の一つである研修機能等を活用し教育委員会等との連携を図りながら、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成の仕方や引継ぎに関する 1 年の流れやコーディネーターの業務について等、テーマを絞り深く掘り下げていく研修会を企画し、理解や啓発を行っていく必要がある。

井上⁶⁾らは高等学校への支援継続のためには、中学校段階で適切な支援が行われている必要がある。そのためには、早期に支援を開始し、小学校で個別の指導計画作成の下で支援を行い中学校に引き継いでいく流れを市町村で構築することが求められる、と述べており、A 市の支援継続の取組を支持するものであるといえる。

V. おわりに

本研究は、特別な配慮・支援が必要な幼児児童生徒への支援が、移行期において円滑に継続されるために、A 市が作成した手引きの普及のための教員向け説明会の有効性について検討した。説明会において手引きの目的や趣旨、個別的教育支援計画や個別の指導計画の記入の仕方や引継ぎに関連した基本的な事項や 1 年の流れなどについて一定周知され、説明会の実施が有効であったことが示唆された。また、調査結果から更なる普及のための取組の必要性についても示された。しかし、本研究は一つの地域での取組についての事例研究である。今後他の地域において行われている支援引継ぎに関する説明会の取組の実態や有効性に関する調査を実施し、より効果的に、特別な配慮・支援が必要な幼児児童生徒の支援引継ぎのための研究を行うことが求められる。

引用文献

- 1) 文部科学省 (2012) : 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について
- 2) 文部科学省 (2017) : 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編
- 3) 文部科学省 (2013) : 教育支援資料
- 4) 文部科学省 (2017) : 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
- 5) 文部科学省 (2017) : 中学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月)
- 6) 井上和久ら (2016) : 発達障害研究第 38 巻 1 号 特別な支援が必要な生徒への中学校から高等学校への支援継続の方法に関する一考察—ガイドライン作成と普及への取組を通して— 111-121.

(受付日 : 2020 年 1 月 12 日, 受理日 : 2020 年 1 月 23 日)

大久保 圭子（おおくぼけいこ）

現職：兵庫県立赤穂特別支援学校

兵庫教育大学大学院教科領域専攻芸術系コース（音楽）修了．京都教育大学特別専攻科特別支援教育専攻修了．

専門は特別支援教育．現在は特別支援学校で特別支援教育コーディネーターとして，地域の特別な支援を必要とする子どもやその保護者への教育相談や学校等へコンサルテーションを行いながら，発達障害等の子どもへの支援方法について研究を行っている．

主な著書：障害児の保育・福祉と特別支援教育（共著，ミネルヴァ書房），特別支援教育の工夫と実践—インクルーシブ教育システムの推進のために—（共著，ジアース教育新社）